

2018年度 社会福祉法人の経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、2018年度の社会福祉法人の経営状況について分析を行った。

収支状況については、若干のプラス改定となった2018年度の報酬改定により、従事者1人当たりサービス活動収益は増加したものの、人件費率・経費率の上昇等を受け、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度から0.5ポイント低下し2.9%となった。赤字法人の割合も前年度から4.0ポイント拡大し28.8%となり、過去4年間でもっとも高い水準となった。

法人のサービス活動収益規模別に経営状況を比較すると、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率には目立った傾向はみられないものの、収益規模が大きい法人ほど従事者1人当たりサービス活動収益が高く、従事者1人当たり人件費も高い状況にあった。また、赤字法人の割合は収益規模が大きくなるほど低下し、規模の大きな法人ほど経営的に安定している傾向がみられた。

主たる事業別の経営状況では、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、保育事業主体の法人が4.2%ともっとも高かった。介護保険事業および老人福祉事業主体の法人はサービス活動収益対サービス活動増減差額比率が2%程度で、赤字法人割合は30%を超えていた。

人材の確保状況についてみたところ、全体の離職率が14.3%となっており、なかでも介護保険事業主体の法人は15.9%と比較的高い水準であった。また、首都圏を中心とした大都市圏においては、従事者1人当たり人件費・離職率がともに高い傾向がみられた。

2017年に施行された改正社会福祉法により責務となった「地域における公益的な取組み」の内容については、地域の交流場所の提供や相談支援など、身近な課題に関するものが多い結果となった。また、社会福祉充実残額が生じた法人は全体の7.2%、会計監査人の設置対象法人における会計監査人の報酬額は平均463.1万円であった。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っている。このほど、貸付先の財務諸表等のデータを用いて、2018年度の社会福祉法人の経営状況について8,350法人を対象に分析を行った。

本レポートでは、前年度と経営状況を比較した後、赤字法人の特徴、法人の収益規模別の経営状況、主たる事業別の経営状況、人材確保の

状況などを分析することで、2018年度の社会福祉法人の経営状況を概観した。

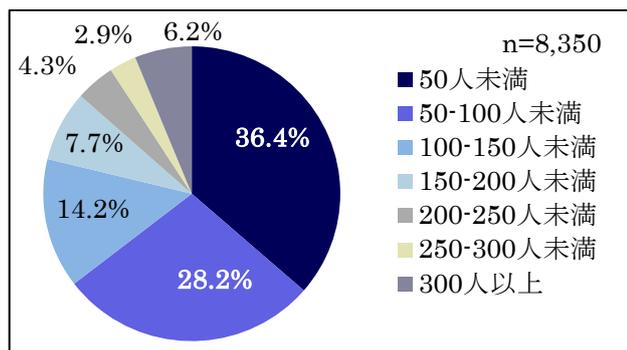
その後、2017年4月1日に施行された「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）」（以下「改正社会福祉法」という。）への社会福祉法人の対応状況などについて確認を行った。

1 サンプルの属性

1.1 従事者数

法人全体の従事者数は、50人未満が36.4%と最も多く、次点は50人以上100人未満の28.2%であった（図表1）。

（図表1）2018年度 社会福祉法人の従事者数別構成割合

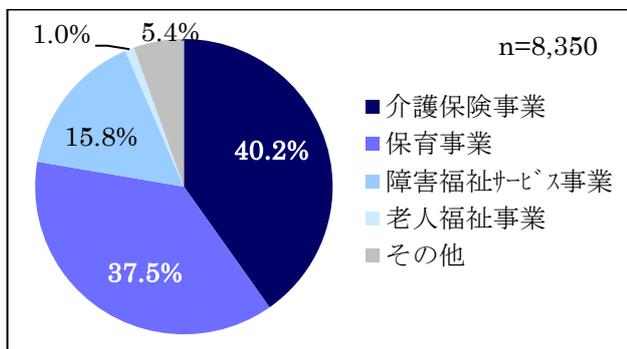


資料出所：福祉医療機構（以下記載がない場合は同じ）
注）数値は四捨五入して算出しているため、内訳の合計が合わない場合がある（以下同じ）

1.2 実施事業

法人の主たる事業について、サービス活動収益を基準に区分¹すると、介護保険事業を主とする法人が全体の40.2%と最も多く、次いで保育事業を主とする法人が37.5%であった（図表2）。

（図表2）2018年度 社会福祉法人の主たる事業別構成割合



¹ 法人全体のサービス活動収益のうち50%を超える収益種別を主たる事業として区分している

「介護保険事業」は特別養護老人ホーム等の介護保険法に規定される事業（介護老人保健施設を除く）を、「老人福祉事業」は養護老人ホーム等の老人福祉法に規定される事業を指し、「その他」には主たる事業が病院や介護老人保健施設等の法人や、収益種別ごとのサービス活動収益がいずれも50%を超えない法人が含まれる

2 2018年度の経営状況

【報酬改定により、従事者1人当たりサービス活動収益は前年度から増加するも、人件費の増加等によりサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は低下し2.9%、赤字法人割合は28.8%と過去4年間でもっとも高い】

2018年度の社会福祉法人全体の収支状況を見ると、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率（以下「サービス活動増減差額比率」という。）は、2.9%と前年度よりも0.5ポイント低下し、減益となった（図表3）。

2018年度の報酬改定により、介護報酬は0.54%、障害福祉サービス等報酬は0.47%のプラス改定となったこともあり、従事者1人当たりサービス活動収益は5,877千円と前年度から86千円増加した。しかし同時に、福祉業界における人材不足等を背景として、従事者1人当たり人件費も72千円増加し、3,942千円となった。増収分の8割超は人件費として支出された計算になる。

結果、人件費率は67.1%と前年度から0.2ポイント増加した。これに加えて、経費率の上昇（0.2ポイント増加）等も重なり、サービス活動増減差額比率の低下につながったとみられる。

財務状況については、流動比率が293.7%と前年度から7.3ポイント低下し、借入金比率は49.0%と前年度から1.6ポイント上昇している。その他の経営指標については、大きな変化はみられなかった。



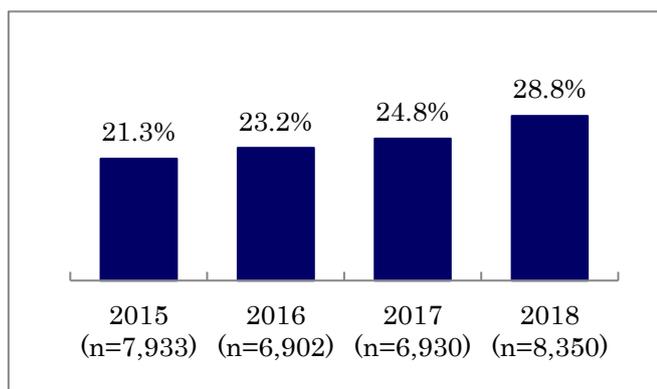
(図表 3) 2017 年度・2018 年度 社会福祉法人の経営状況 (平均)

区 分		2017 年度 n=6,930	2018 年度 n=8,350	差 2018 年度-2017 年度
従事者数	人	106.9	109.6	2.7
人件費率	%	66.8	67.1	0.2
経費率	%	23.9	24.2	0.2
減価償却費率 ²	%	4.6	4.8	0.2
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	3.4	2.9	Δ0.5
経常収益対経常増減差額比率	%	3.5	2.9	Δ0.6
経常収益対支払利息率	%	0.5	0.5	0.0
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,791	5,877	86
労働生産性	千円	4,139	4,177	38
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,870	3,942	72
労働分配率	%	93.5	94.4	0.9
純資産比率	%	73.1	72.0	Δ1.1
固定長期適合率	%	85.8	85.8	0.0
流動比率	%	301.0	293.7	Δ7.3
借入金比率	%	47.4	49.0	1.6
総資産回転率	回	0.43	0.44	0.01
総資産経常増減差額比率	%	1.5	1.3	Δ0.2

なお、社会福祉法人全体のサービス活動増減差額費率が低下していることを受け、2018 年度の社会福祉法人の赤字³割合は 28.8%となり、過去 4 年間でもっとも高い水準となった (図表 4)。

2015 年度から赤字法人の割合も増え続けており、社会福祉法人を取り巻く経営環境は年々厳しさを増し続けているといえよう。

(図表 4) 社会福祉法人の赤字割合推移



3 黒字・赤字別の経営状況

【赤字法人は黒字法人よりも従事者 1 人当たりサービス活動収益が低く、人件費率の高さにつながっている】

黒字法人と赤字法人の経営状況を比較すると、もっとも大きな差がみられるのは人件費率で、赤字法人では 70.5%と黒字法人よりも 4.6 ポイント高かった (図表 5)。

従事者 1 人当たり人件費を確認したところ、赤字法人は 3,981 千円と、黒字法人よりも 53 千円高かった。一方で、赤字法人の従事者 1 人当たりサービス活動収益は 5,648 千円と 310 千円低く、黒字法人と赤字法人との差が大きいのは、費用面よりはむしろ収益面であるといえよう。

人件費のコントロールという費用面に関する視点は重要だが、赤字の改善を目指すにあたっては、まずはサービス活動収益を増加させ、収益面の安定をはかることに主眼を置く必要があるだろう。

² 減価償却費率は (減価償却費+国庫補助金等特別積立金取崩額) / サービス活動収益 で算出 (以下同じ)

³ 経常増減差額が 0 円未満の法人を赤字とした

収益の向上をはかるにあたって、現在もっとも大きな課題は、人材の確保である。機構が実施した介護人材に関する調査⁴、保育人材に関する調査⁵において、特別養護老人ホームの約 13%、保育所の約 9%が職員不足により利用者の受入れを制限していると回答した。社会全体の少子高齢化により、福祉業界のみならず働き手の不足感が増すなか、収益確保のために利用者の受入れ

を進めようにも、人材の確保がハードルとなる状況も一部で起こっている。これらの調査の中では、採用前の丁寧なマッチングや、研修等の職員育成に積極的に取り組む施設の方が、職員の採用・定着面でうまくいっていることが示唆されており、収益面の強化にあたっては、このような人材確保のための取組みもあわせて進めていくことが求められているといえよう。

(図表 5) 2018 年度 社会福祉法人の経営状況 (黒字・赤字法人別・平均)

区 分	黒字法人 n=5,945	赤字法人 n=2,405	差 赤字-黒字	
従事者数	人	113.6	99.7	Δ13.9
人件費率	%	65.9	70.5	4.6
経費率	%	23.4	26.4	3.0
減価償却費率	%	4.5	5.4	0.9
経常収益対支払利息率	%	0.5	0.6	0.1
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	5.0	Δ 3.5	Δ 8.5
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,958	5,648	Δ310
労働生産性	千円	4,293	3,848	Δ445
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,928	3,981	53
労働分配率	%	91.5	103.5	12.0

4 収益規模別の経営状況

【収益規模によってサービス活動増減差額比率に大きな差はみられないが、従事者 1 人当たりサービス活動収益・従事者 1 人当たり人件費は、規模の大きな法人ほど高水準】

法人のサービス活動収益の規模別に経営状況を比較すると、サービス活動収益 1 億円以上の法人のサービス活動増減差額比率は 2%台後半から 3%台で (図表 6)、収益規模によって目立った差異や傾向等はみられなかった。

赤字割合は収益規模が大きいほど低くなる傾向がみられ、規模の大きな法人の方が比較的安定した経営状況にあることがわかる。

また、従事者 1 人当たりサービス活動収益および従事者 1 人当たり人件費は収益規模が大き

いほど高い傾向がみられた。これは、規模の大きな法人ほど十分な収益を確保し、かつ、従事者の処遇改善にも取り組むことができていることを示している。

他方、サービス活動収益が 1 億円未満の小規模な法人は、サービス活動増減差額比率は 0.7%ともっとも低く、赤字割合も 43.4%と突出して高い状況であった。とくに従事者 1 人当たり人件費が相対的に低く、今後の職員確保にあたって、求職者に待遇面の訴求力がやや弱いと考えられる。

これらの小規模な法人の中には、法人の立ち上げから間もないために、経営が安定していない法人も含まれている点は考慮する必要があるものの、やはり経営の安定を目指すにあたって

⁴ 福祉医療機構 「平成 30 年度『介護人材』に関するアンケート調査の結果について」(2019 年 3 月調査実施)
(https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/190821_No006.pdf)

⁵ 福祉医療機構 「平成 30 年度『保育人材』に関するアンケート調査の結果について」(2018 年 8 月調査実施)
(https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/190107_No007.pdf)



は、ある程度の収益規模を確保することが望ましいといえよう。

法人規模の拡大ということに関連して、国の「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」において、「社会福祉連携推進法人」制度の創設が示された⁶ところである。制度の趣旨は、スケールメリットを活かした経営基盤強化や人材の

育成・確保、複雑化する地域の福祉のニーズへの対応のために社会福祉法人同士が相互に連携しやすい環境の整備とされている。詳細については現在調整中とのことだが、規模の拡大等についての検討にあたっては、今後は、自法人だけでなく他の法人との連携についてもひとつの選択肢となってくると考えられる。

(図表 6) 2018 年度 社会福祉法人の経営状況 (サービス活動収益規模別・平均)

区分		1 億円未満 n=408	1 億円以上 5 億円未満 n=4,524	5 億円以上 10 億円未満 n=1,957	10 億円以上 15 億円未満 n=704	15 億円以上 20 億円未満 n=325	20 億円以上 30 億円未満 n=250	30 億円以上 n=182
従事者数	人	16.3	48.4	121.2	204.5	286.8	390.0	646.0
人件費率	%	70.0	69.3	66.7	66.3	66.0	66.5	66.3
経費率	%	21.5	22.3	24.3	24.7	24.5	24.9	25.5
減価償却費率	%	4.4	4.4	5.0	5.0	4.9	4.7	4.5
サービス活動収益対 サービス活動増減差額比率	%	0.7	3.0	2.8	2.9	3.2	2.7	2.7
経常収益対経常増減差額比率	%	1.1	3.2	2.9	2.9	3.3	2.8	2.6
従事者 1 人当たりサービス 活動収益	千円	4,822	5,380	5,816	5,914	5,993	6,154	6,620
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,375	3,726	3,880	3,922	3,953	4,093	4,391
労働分配率	%	94.6	94.5	94.3	94.4	93.4	94.5	94.8
赤字割合	%	43.4	29.5	28.6	25.1	20.6	22.8	18.1

5 主たる事業別の経営状況

【サービス活動増減差額比率は保育事業主体法人が 4.2%でもっとも高い。赤字法人割合は介護保険事業主体法人・老人福祉事業主体法人が 3 割を超える】

主たる事業別に法人の決算状況を比較すると、サービス活動増減差額比率は保育事業主体法人が 4.2%ともっとも高く、障害福祉サービス事業主体法人 3.3%、介護保険事業主体法人 2.4%、老人福祉事業主体法人 2.2%と続いた (図表 7)。

従事者 1 人当たり人件費は、老人福祉事業主体事業法人を除き、主たる事業によって大きな差がみられないが、人件費率については保育事業主体法人が 72.9%ともっとも高く、次いで介護保険事業主体法人 65.7%、障害福祉サービス事業主体法人 65.0%、老人福祉事業主体法人

55.8%であった。

赤字割合については、サービス活動増減差額比率と同様の傾向がみられ、保育事業主体法人は 25.2%、障害福祉サービス事業主体法人 27.3%、老人福祉事業主体法人 31.3%、介護保険事業主体法人 33.9%であった。

これらを総合すると、介護保険事業・老人福祉事業といった高齢者福祉分野を主体とする法人が比較的厳しい経営環境にあることがみてとれる。

⁶ 第 4 回 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 (2019 年 10 月 29 日)



(図表 7) 2018 年度 社会福祉法人の経営状況 (主たる事業別・平均)

区 分	介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉 サービス事業 n=1,323	
従事者数	人	153.1	22.5	57.9	99.6
サービス活動収益	千円	909,816	145,575	304,692	589,692
うち介護保険事業収益	千円	786,656	39,559	9,165	42,747
うち老人保健事業収益	千円	38,334	103,344	975	3,893
うち保育事業収益	千円	33,899	1,721	285,103	12,399
うち障害福祉サービス等事業収益	千円	28,469	61	2,761	479,981
人件費率	%	65.7	55.8	72.9	65.0
経費率	%	26.0	35.6	19.7	22.1
減価償却費率	%	5.6	6.4	3.1	3.9
サービス活動収益対	%	2.4	2.2	4.2	3.3
サービス活動増減差額比率	%	2.4	2.4	4.6	3.8
経常収益対経常増減差額比率	%	2.2	2.4	4.6	3.8
従事者 1 人当たりサービス活動収益	千円	5,943	6,469	5,262	5,921
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,904	3,609	3,834	3,848
赤字割合	%	33.9	31.3	25.2	27.3

6 人材の確保状況

【全体の離職率は 14.3%、介護保険事業主体法人は 15.9%と比較的高い。首都圏を中心とした大都市圏では従事者 1 人当たり人件費・離職率がともに高い傾向】

2018 年度の人材の確保状況について確認したところ、社会福祉法人全体の職員の採用率⁷は 16.3%であった (図表 8)。そのうち、新卒採用率は 2.2%、中途採用率は 14.1%で、2018 年度の採用者の大部分は中途採用職員であった。なお、2018 年度に新卒者の採用がなかった法人は全体の 41.9%であった。

主たる事業別にみると、介護保険事業・老人福祉事業・障害福祉サービス事業主体法人の新卒採用率はおおむね 1%前後だが、保育事業主体法人においては、新卒採用率が 4.5%と高く、新卒者が採用した職員の 3 割を占めている。専門学校・短期大学等の保育士養成校からの就職が比較的多いという事情もあってか、現在でも

採用活動における新卒採用の比重が大きい点が他の事業主体法人と異なる点といえよう。

法人の職員全体のうち、2018 年度に離職した職員の割合を示す離職率⁸は 14.3%であった。これは、厚生労働省が調査した全業種⁹における 2018 年 1 年間の離職率¹⁰の 14.6%とおおむね同水準であった。

(図表 8) 2018 年度 社会福祉法人の採用率 および離職率 (主たる事業別・平均)

区 分	社会 福祉法人 全体 n=8,350	介護 保険 事業 n=3,359	老人 福祉 事業 n=83	保育 事業 n=3,130	障害 福祉 サービス 事業 n=1,323	
採用率	%	16.3	17.8	16.5	14.7	13.9
うち新卒	%	2.2	1.5	0.5	4.5	1.7
うち中途	%	14.1	16.3	16.0	10.1	12.2
新卒採用なし	%	41.9	43.9	91.6	35.1	55.3
離職率	%	14.3	15.9	13.5	12.3	11.7
うち就職後 1 年未満	%	4.5	5.6	4.2	3.1	3.3
うち就職後 3 年未満	%	8.4	9.7	7.9	6.8	6.3

⁷ 採用率=当該年度に採用した常勤換算後職員数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後職員数

⁸ 離職率=当該年度に離職した常勤換算後職員数/当該年度の 10 月 1 日時点の常勤換算後職員数

⁹ 厚生労働省「雇用動向調査」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/9-23-1.html>)

¹⁰ 厚生労働省調査における離職率=当該年内の離職者数/当該年 1 月 1 日現在の常用労働者数

主たる事業別に離職率を確認したところ、介護保険事業主体法人が15.9%と比較的高く、障害福祉サービス事業主体法人は11.7%ともっとも低い水準であった。

職員全体のうち2018年度に離職した就職後1年未満の職員の割合は4.5%、同3年未満の職員の割合(以下「3年未満職員離職率」という。)は8.4%であった(図表8)。いずれの事業を主体とする法人においても、離職した職員のうち半数以上を就職後3年未満の職員が占めており、職員の定着が大きな課題であることがわかる。

なお、従事者1人当たり人件費と採用率・離職率との関係について検討したが、これらの中に有意な相関関係は認められなかった。このことから、従事者1人当たり人件費、すなわち賃金水準の高さは採用や離職防止に必ずしも結びついているとはいえず、現状、単に賃金を上げたからといって、ただちに人材の確保・定着が進むとはいいがたい状況といえよう。

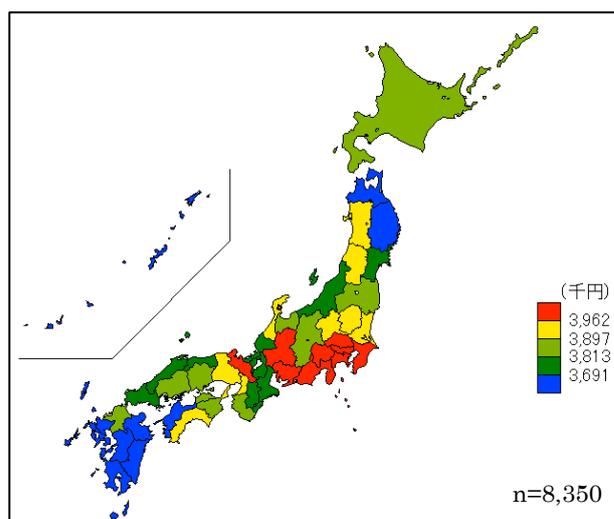
人材確保について考える上では、賃金水準の向上もさることながら、職場環境の改善や職員の働きやすさといった観点からのアプローチも重要と考えられる。

賃金水準の地域による差異をみるために、都道府県別に従事者1人当たり人件費を比較したところ、大都市圏で高い傾向がみられた(図表9)。とくに、赤色で示した都府県は3,962千円以上と高い水準であった。

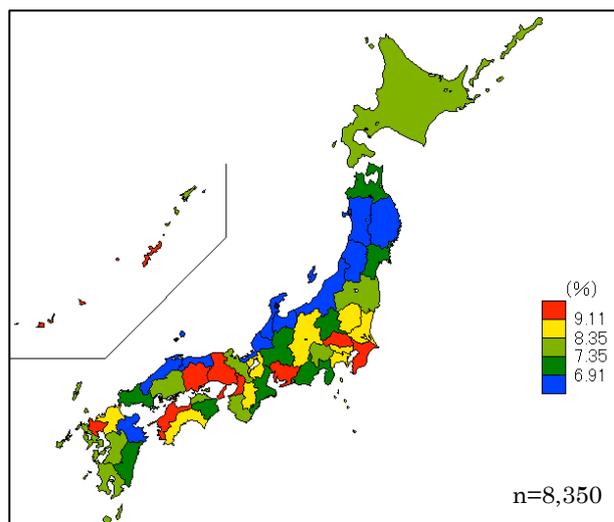
また、都道府県別に3年未満職員離職率を比較したところ、赤色・黄色で示した都府県を中心に比較的高い傾向がみられた(図表10)。

賃金水準も高い傾向にあるこれらの都府県では、地域全体の賃金水準が高く、同業の他施設のみならず、他業種との競合も厳しいとみられる。そのため、職員の離職も多くなかなか定着が進みづらい現状となっていると考えられる。

(図表9) 2018年度 従事者1人当たり人件費
(都道府県別・平均)



(図表10) 2018年度 3年未満職員離職率
(都道府県別・平均)



7 改正社会福祉法への対応状況

改正社会福祉法により、社会福祉法人には財務諸表の公開や、社会福祉充実残額の計算・公開をはじめとした様々な責務等が課されることとなった。機構融資先法人における改正社会福祉法への対応状況については、主たる事業別に図表11にまとめた。本章では、それらの内容について確認したい。

7.1 社会福祉充実残額

【社会福祉充実残額が生じた法人は 7.2%】

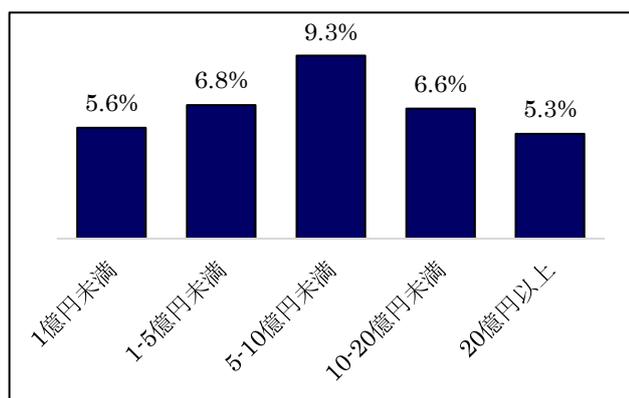
2018 年度決算において、社会福祉充実残額が生じた法人は全体の 7.2%であった（図表 11）。

（図表 11）2018 年度 社会福祉法人の改正社会福祉法への対応状況（主たる事業別）

区 分	社会福祉法人全体 n=8,350	介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉サービス事業 n=1,323
社会福祉充実残額発生 %	7.2	6.4	7.2	5.2	14.3
会計監査人設置対象法人 %	2.2	3.5	0.0	0.1	1.4
会計監査人任意設置法人 %	0.8	1.0	0.0	0.4	1.2
地域における公益的取組み記載 %	59.4	66.5	51.8	47.6	65.2

サービス活動収益規模別に社会福祉充実残額が生じた法人の割合を確認したところ、「5 億円以上 10 億円未満」が 9.3%と最も多く、次いで「1 億円以上 5 億円未満」が 6.8%、「10 億円以上 20 億円未満」が 6.6%であった（図表 12）。

（図表 12）2018 年度 社会福祉充実残額が生じた法人割合（サービス活動収益規模別）



社会福祉充実残額の発生は法人の収益規模に左右されると捉える向きもあるが、実際には収益規模 1 億円未満の法人においても 5.6%では社会福祉充実残額が発生している。法人の収益規模が大きいこと、あるいは小さいことが、必ずしも社会福祉充実残額の有無につながるわけではない点には留意が必要といえよう。

7.2 会計監査人の設置

【会計監査人の設置対象法人は全法人の 2.2%、設置対象法人における会計監査人の報酬額は平均 463.1 万円、会計監査人を任意設置している法人は 0.8%】

2018 年度においては、サービス活動収益 30 億円以上または負債額 60 億円以上となる社会福祉法人が会計監査人の設置対象法人で、全体の 2.2%がこれにあたる（図表 11）。また、設置対象法人ではないものの、0.8%の法人は任意で会計監査人を設置していた。

設置対象法人における会計監査人の報酬額は平均 463.1 万円、法人のサービス活動収益は平均 42.7 億円であった。任意設置法人における会計監査人の報酬額は平均 217.3 万円¹¹、法人のサービス活動収益は平均 14.2 億円であった。

2019 年度に予定されていた会計監査人の設置基準引き下げは見送られた¹²ものの、事前監査等の会計監査導入の準備を勘案し、ある程度の収益規模の法人の中には、先んじて会計監査人の設置へと動いた法人もあるとみられる。

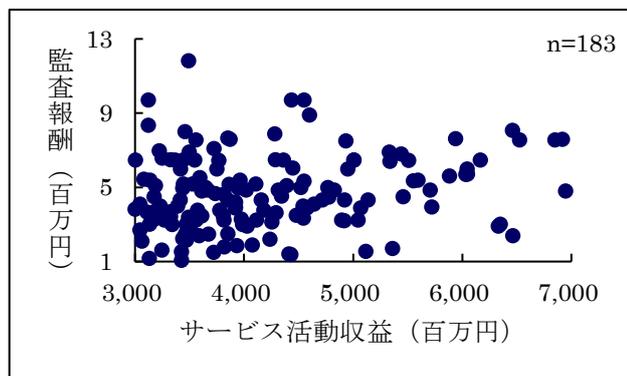
会計監査人を設置している法人のサービス活動収益と監査報酬額との関係について確認した結果は図表 13,14 のとおり。設置対象法人、任意設置法人ともに、サービス活動収益の規模が

¹¹ 会計監査人を任意設置している法人のデータの一部には、会計事務や決算業務の委託料と思われるような額の記載があったが、厳密な判別は難しく、当該事務委託等にかかる費用が含まれている可能性に留意されたい

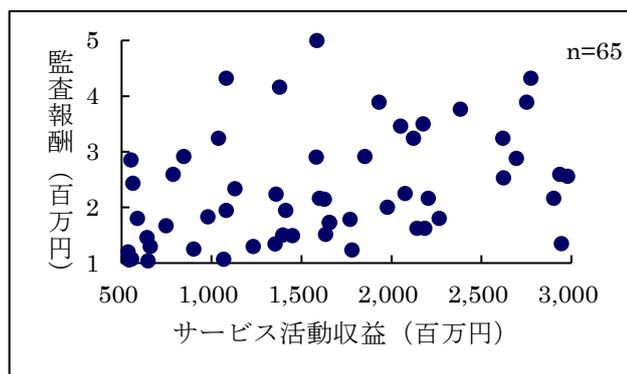
¹² 「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について（周知）」（2018 年 11 月 2 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡）により、会計監査人の設置基準の引き下げ（当初は 2019 年度よりサービス活動収益 20 億円以上または負債額 40 億円以上の法人に拡大予定であった）は延期された

大きいからといって、必ずしも監査報酬額も高くなるとは限らず、両者の間に相関もみられなかった。

(図表 13) 2018 年度 会計監査人の報酬額とサービス活動収益の関係 (設置対象法人)



(図表 14) 2018 年度 会計監査人の報酬額とサービス活動収益の関係 (任意設置法人)



なお、会計監査人の導入は法人の事務負担が大きいことは事実だが、通常は3年に1回の所轄庁による指導監査周期を5年に1回とすることができる等、一定のメリットも存在する。法人として会計監査人の導入を検討するにあたっては、これらも踏まえた上で総合的に判断されたい。

7.3 地域における公益的な取組み

【地域に対する交流場所の提供や相談支援の取組みが多い。現況報告書への記載状況により、新卒採用実績にも差がみられる】

改正社会福祉法第24条第2項によりすべての社会福祉法人には、地域における公益的な取組みの責務がある。地域における公益的な取組みに関する現況報告書の記載状況¹³を確認したところ、全体の59.4%の法人で地域における公益的な取組みについての記載が確認された(図表11)。主たる事業別にみると、介護保険事業・障害福祉サービス事業主体とする法人は6割超が記載していたが、老人福祉事業・保育事業主体法人の記載率は5割前後にとどまった。

各法人の地域における公益的な取組みの具体的内容について確認するために、記載内容についてテキストマイニング¹⁴を用いた分析¹⁵を行い、その結果を図表15にまとめた。

分析の結果、

- ・地域住民の交流場所の提供
- ・社会福祉法人同士の連携構築による支援
- ・災害時の避難場所指定、避難支援
- ・施設の一部や園庭などの開放
- ・介護予防教室の開催
- ・子育て家庭を対象とした相談支援
- ・家族を対象とした認知症講座の開催
- ・利用者の負担軽減
- ・生活困窮者への支援

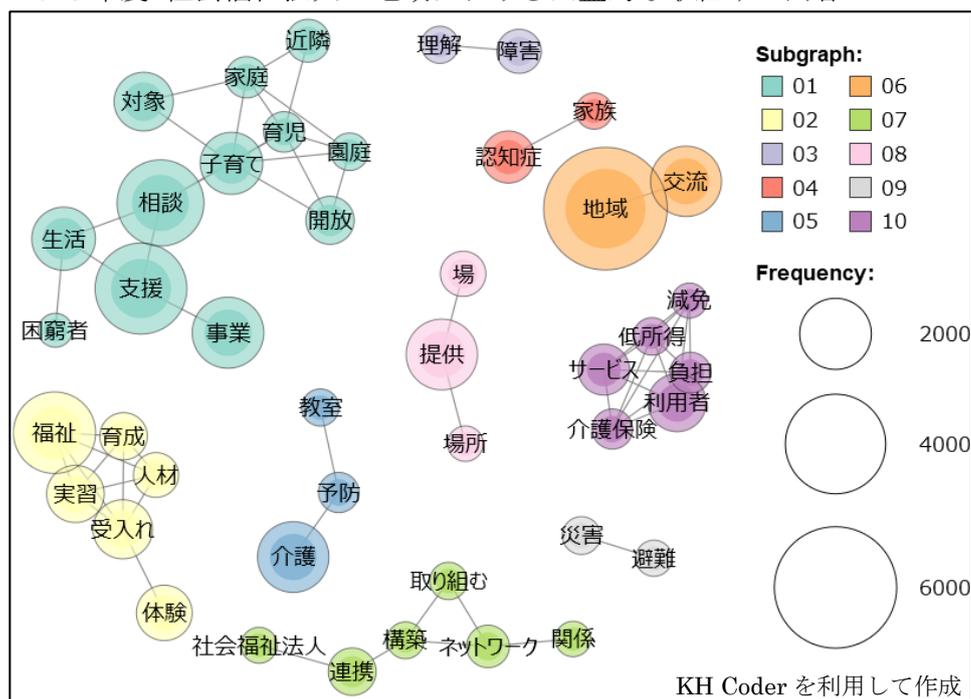
等に取り組んでいる状況がうかがえた。多くの法人では、近隣地域の課題への対処を中心とした、身近で取り組みやすい課題から取組みを進めていることがわかる。

¹³ 現況報告書セクション11-2の記載内容を参照

¹⁴ 文章を単語単位に区切り、それらの出現頻度や出現する前後関係等を定量的に分析する手法。本レポートでは、現況報告書の記載内容に共通する要素を抽出するために用いた。また、テキストマイニングによる分析および図表の作成にあたっては、KH Coder (<http://khcoder.net/>)を利用した

¹⁵ 図表15は、共起ネットワーク図と呼ばれ、記載内容にどのような単語がどのような関係をもって出現したかを示したものである。単語の周囲の円の大きさが、その単語の出現頻度を、線で結ばれた単語同士、近い位置にある単語同士は、それらが回答中で前後関係を伴って出現したことを示す

(図表 15) 2018 年度 社会福祉法人 地域における公益的な取組みの内容



また、地域における公益的な取組みを積極的に進め、発信することには、副次的な影響もあると考えられる。

図表 16 は現況報告書の地域における公益的な取組みの記載状況別に、2018 年度に 1 人以上の新卒採用実績があった法人の割合を比較したものである。

サンプル数の少ない老人福祉事業を除き、いずれの事業を主体とする法人においても、また、社会福祉法人全体でも、現況報告書に地域における公益的な取組みの内容について記載している法人群の方が、そうでない法人群と比較して新卒採用実績があった法人の割合が高い¹⁶結果となった。

(図表 16) 地域における公益的な取組みの記載状況による新卒採用実績の差 (主体事業別)

主体事業	新卒採用実績のあった法人割合(%)	
	記載あり ¹⁷	記載なし
介護保険事業	73.1	58.1
保育事業	51.1	41.3
障害福祉サービス事業	76.4	56.2
社会福祉法人全体	64.3	52.8

このことがただちに、地域への貢献を目的とした取組みに積極的な法人の方が、そうでない法人と比べて採用活動の際に学生に対する訴求力が高いことを示すとまでは、本レポートでの分析からは言い切れない。

しかし、地域における公益的な取組みに積極

¹⁶ 現況報告書の地域における公益的な取組みの記載有無によって群分けを行い、それぞれの法人群における新卒者採用実績のあった法人割合について Fisher の正確確率検定による検討を行った。検定の結果、介護保険事業主体法人($p = 1.36 \times 10^{-19}$)、保育事業主体法人($p = 1.48 \times 10^{-7}$)、障害福祉サービス事業主体法人($p = 1.33 \times 10^{-14}$)、社会福祉法人全体($p = 6.95 \times 10^{-26}$)において、有意差がみられた (有意水準 1%)

¹⁷ それぞれのサンプル数は次のとおり

介護保険事業主体法人 (記載あり $n=2,233$ 、記載なし $n=1,126$)、保育事業主体法人 (記載あり $n=1,491$ 、記載なし $n=1,639$)、障害福祉サービス事業主体法人 (記載あり $n=862$ 、記載なし $n=461$)、社会福祉法人全体 (記載あり $n=4,962$ 、記載なし $n=3,388$)



的に取組み、外部に発信することで、地域内や社会における法人の認知度やプレゼンスが向上し、福祉に関心のある学生が法人の活動を知り、その活動への興味を高めることにつながる可能性は十分に考えられるだろう。

現在、社会福祉士の養成課程等においてはコミュニティソーシャルワークについて学ぶ機会もあり、福祉に意欲的な学生ほど、「地域」に対する意識を持ち合わせていることが多い。社会福祉法人の地域における公益的な取組みは、そのような学生たちにとって、まさに学んできたことの実践の場ともいえよう。これらの取組みに共感する学生を採用することは、中長期的な目でみても、法人にとって好ましい影響をもたらす可能性も高いのではないだろうか。

また、新たに地域における公益的な取組みを始める際などには、若手を中心とした職員の活躍・成長の場となることも多いともきく。取組みに関わった職員にとっては、責任感や仕事へのやりがいを感じる機会ともなり、法人への帰属意識の醸成、ひいては離職の防止にもつながると考えられる。

社会福祉法人の責務というだけでなく、そのような観点であらためて地域における公益的な取組みと、その外部への発信について捉え直すことも重要ではないだろうか。

おわりに

2018年度報酬改定により介護報酬は0.54%、障害福祉サービス等報酬は0.47%のプラス改定となった。これを受けて、2018年度の社会福祉法人の従事者1人当たりサービス活動収益は増加したものの、従事者1人当たりの人件費の増加などによる人件費率等の上昇を受け、前年度よりも減益となった。赤字法人の割合は過去4年間でもっとも高く、厳しい状況にある。

福祉分野だけにとどまらない人材不足の現状を踏まえると、今後も人件費の上昇傾向は続くと考えられる。したがって、さらなる人件費率の上昇が見込まれ、引き続き厳しい経営の舵取りが求められる状況といえよう。

改正社会福祉法の施行から2年が経過し、各法人とも、おおむね法人制度改革への対応は進んできた現状といえよう。

本レポートでも触れたとおり、法人制度改革の大きな成果の1つである地域における公益的な取組みは、課された責務と捉えるか、人材の確保を含む法人をより活性化していくためのツールとして積極的に捉えるかで意味合いが大きく変わるように思われる。

人口減少が続くなかで、地域の中での社会福祉法人への期待は、今後ますます大きくなると考えられる。今後も地域の福祉ニーズに応え続けるため、事業や財務内容の透明性を高めつつ、事業経営の安定を目指すことが重要と考えられる。本レポートがその一助となれば幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません

※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません

※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371